

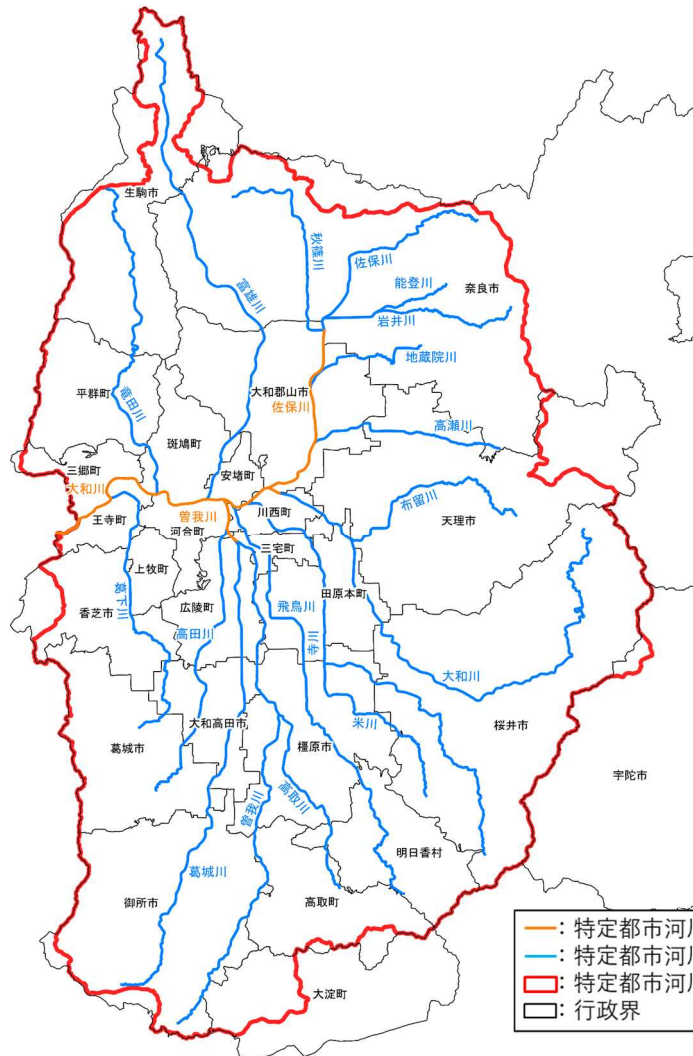
大和川流域水害対策計画の基本的考え方

令和4年1月12日
大和川流域水害対策協議会

特定都市河川の指定

大和川水系大和川等を特定都市河川に指定（令和3年12月24日）

河川区間：大和川水系大和川（奈良県内）他 計18河川
流域面積：712km²（流域を含む市町村の数 25）



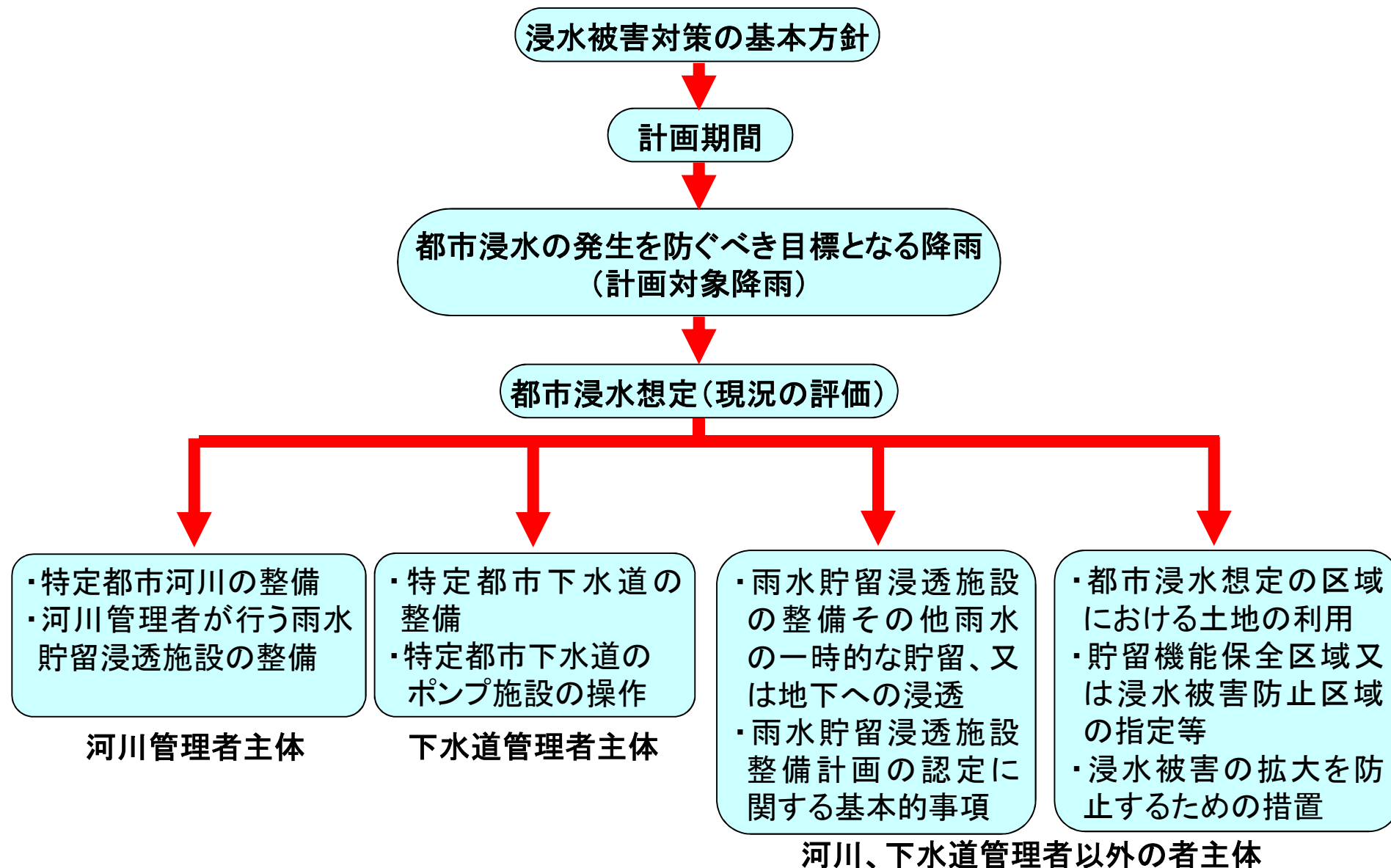
【流域市町村】

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

【指定河川】

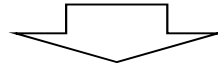
大和川、佐保川、竜田川、富雄川、岩井川、秋篠川、地藏院川、高瀬川、能登川、布留川、寺川、飛鳥川、米川、曾我川、葛下川、葛城川、高田川、高取川

図 指定河川の区間及び流域

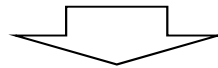


浸水被害対策の基本方針

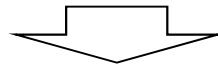
- 現状において昭和57年8月洪水と同規模の洪水が起こった場合に想定される床上浸水面積（浸水深50cm以上）は約550ha発生すると想定される。



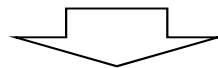
流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることにより、浸水被害の最小化を図る。



- 河川整備や下水道整備を推進することで、浸水被害の防止・軽減を図る。なお、整備にあたっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。
- これらの対策により流域全体で治水安全度の向上を図り、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消することで浸水被害の軽減を図るが、一部支川氾濫や内水による浸水が残ると想定される。



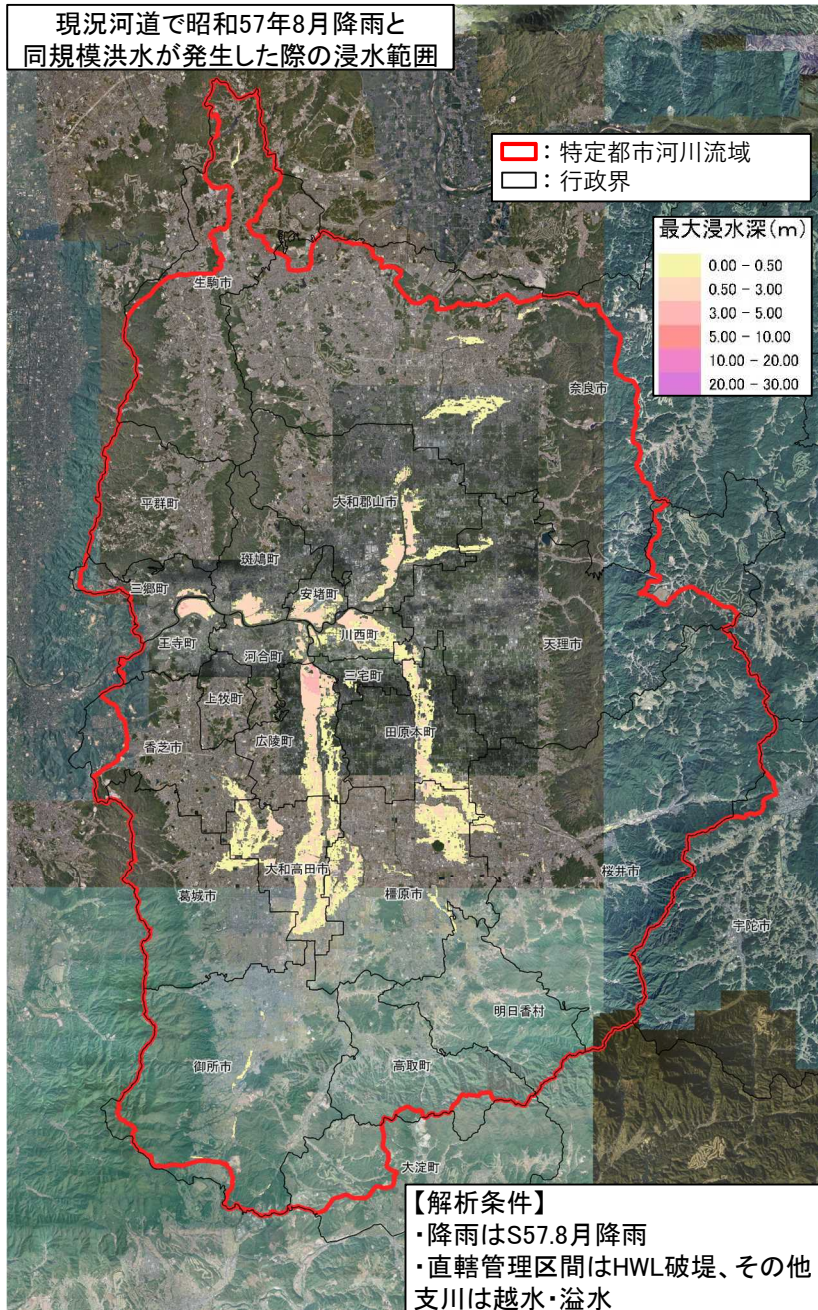
- グリーンインフラの考えを踏まえながら、雨水貯留浸透施設の整備やため池の治水利用等に取り組むことで流出量を抑制するとともに、沿川の土地が元々有する洪水や雨水を一時的に滞留・貯留させる機能の保全を図るため、貯留機能保全区域の指定について検討する。
- さらに、支川氾濫や内水により浸水が想定される区域において、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制（浸水被害防止区域の指定）を活用し、住宅・要配慮者施設等建築等時の安全性の事前確認や移転制度の利用等により流域内住民等の安全の確保を図る。



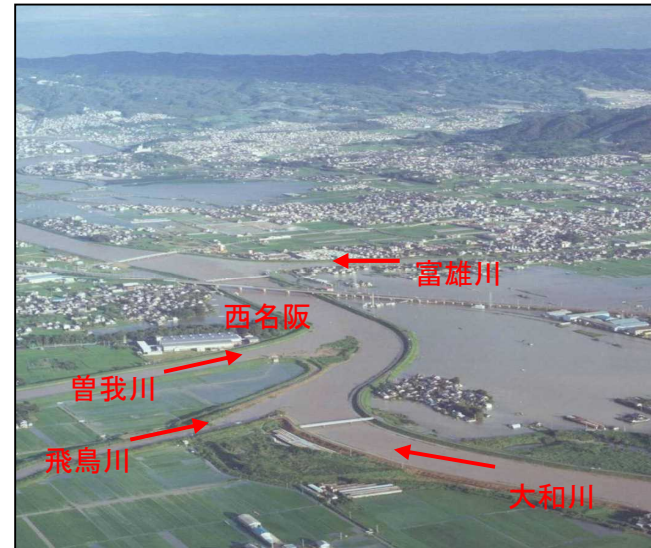
- これらの取り組みにより、計画対象降雨や計画を上回る降雨に対して、流域内住民等の安全確保を図る。

浸水被害対策の基本方針

現況河道で昭和57年8月降雨と
同規模洪水が発生した際の浸水範囲

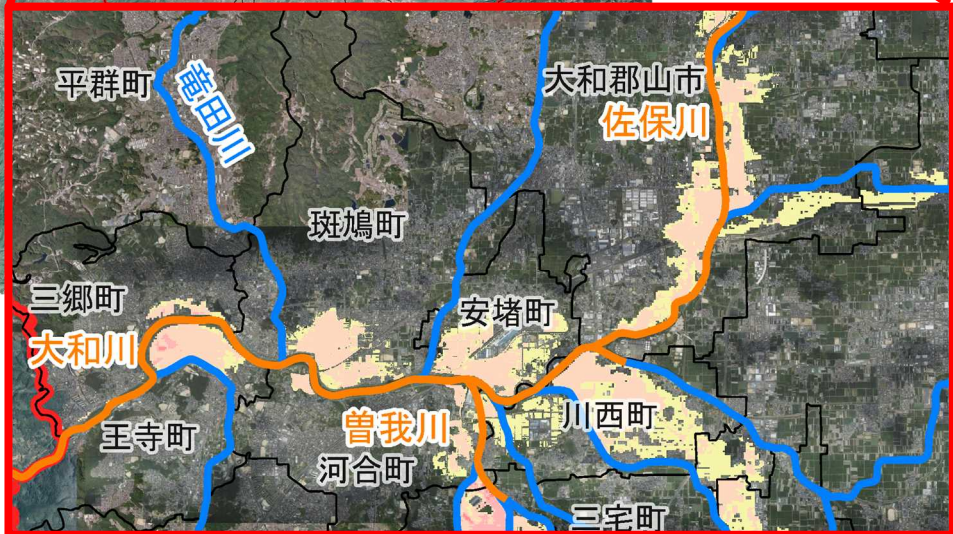
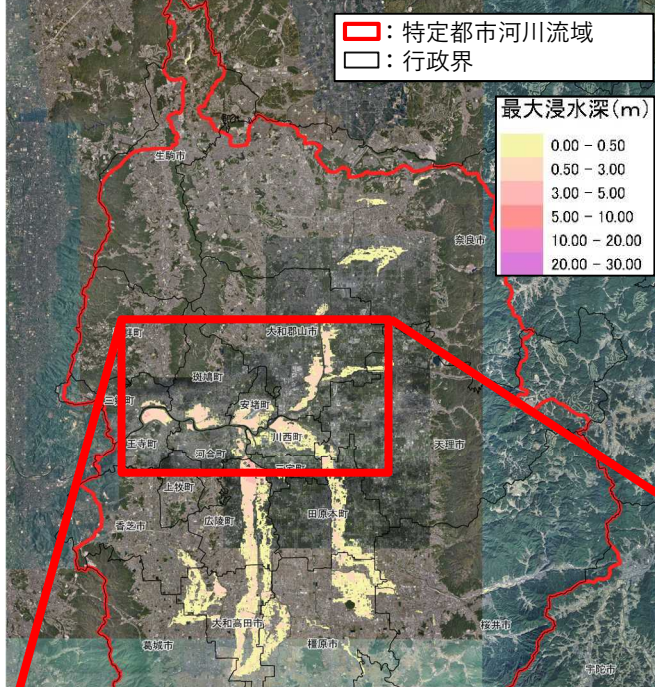


昭和57年8月洪水 (被害状況)

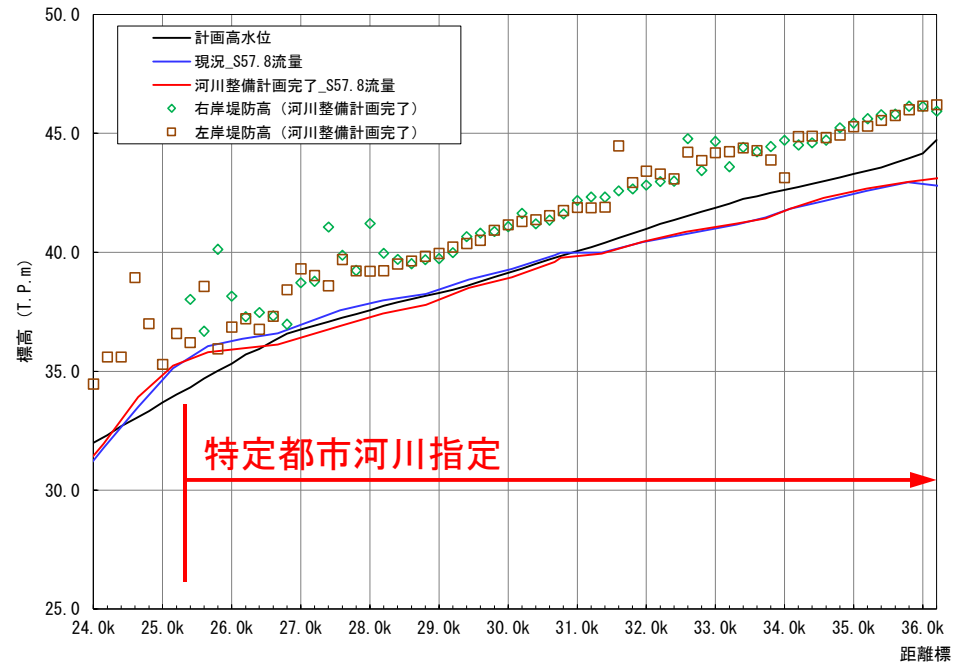


浸水被害対策の基本方針

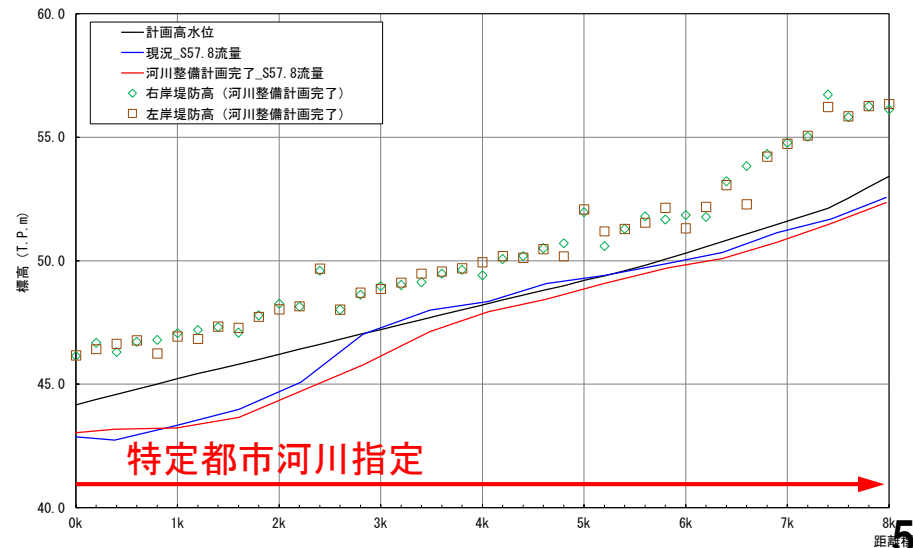
現況河道で昭和57年8月降雨と同規模洪水が発生した際の浸水範囲



大和川(奈良県域) 水位縦断面図



佐保川 水位縦断面図



流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 (ハザードへの対策)

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、効果的に組み合わせ、自然環境が有する多様な機能も活かしながら実施する。

- ◆ 河道掘削、遊水地整備
- ◆ 下水道整備
- ◆ 雨水貯留浸透施設等の整備、ため池や田んぼの治水活用
- ◆ 利水ダムにおける事前放流等の実施等



② 被害対象を減少させるための対策(暴露への対応)

条例で指定する「市街化編入抑制区域」等を考慮し、浸水リスクがあるエリアにおける宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫等の浸水軽減対策を講じる。

- ◆ 浸水被害防止区域の指定
- ◆ 貯留機能保全区域の指定



※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 (脆弱性への対応)

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。これらの取組みを推進するための水災害リスク情報を充実させる。

- ◆ ハザードマップの周知及び住民の水害リスクに対する理解促進、実効性確保
- ◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の徹底による避難の実効性確保等



- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、『効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年間程度を一つの目安とする』としている。

〔計画期間の考え方〕

河川、下水道、まちづくりの計画期間を勘案

河川

「大和川水系河川整備計画(国管理区間)」(H25)における河川整備計画の対象期間は概ね30年であるが、策定後8年が経過しており、残りの期間が概ね20年

下水道

市町村が策定している下水道の雨水対策の全体計画目標は概ね20年

まちづくり

「奈良県都市計画区域マスタープラン(現在、見直し中)」は、概ね10年間の都市計画の基本的な方向性を示している。



計画期間を概ね20年と設定

〔計画対象降雨の考え方〕

- 河川整備計画、流域整備計画、下水道計画における計画対象降雨

大和川水系河川整備計画

(国管理河川)
昭和57年8月降雨

(県管理河川)
概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨

大和川流域整備計画

(国管理河川)
昭和57年8月降雨

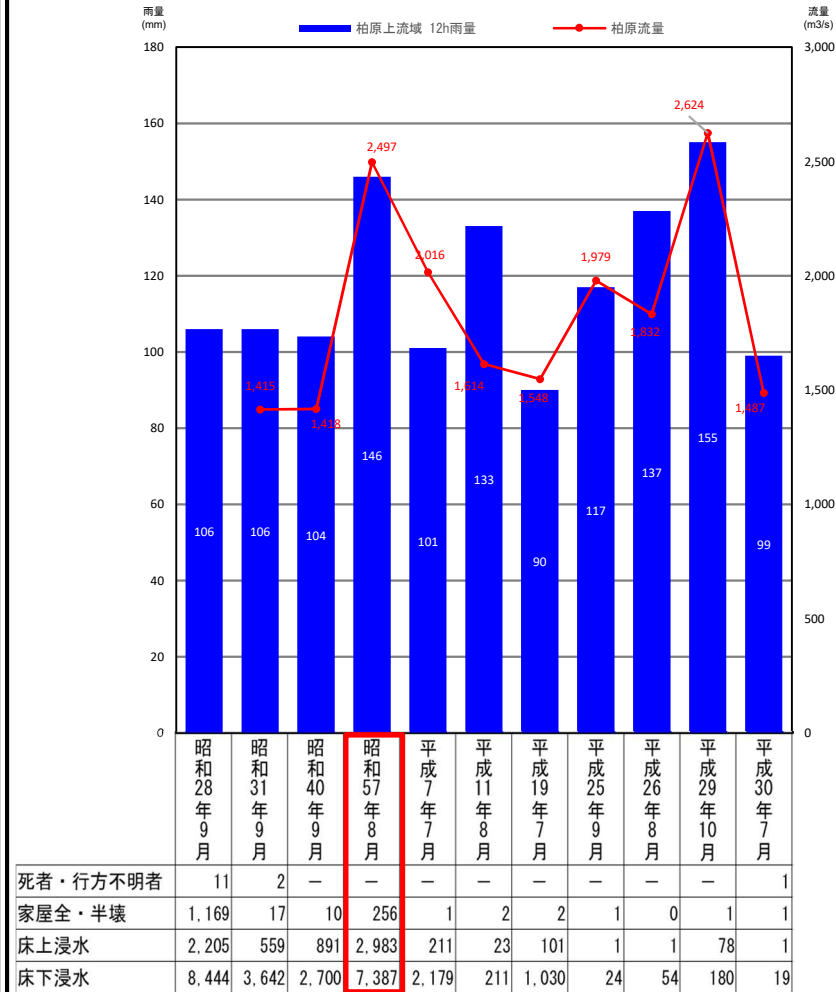
(県管理河川)
概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨

(流域対策)
現在有している保水機能の保全、適性な土地利用等

下水道(事業実施計画)

概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨

- 大和川流域の主要洪水における浸水被害状況 (柏原地点)



近年の洪水でもっとも被害が大きい

し、河川・下水道の整備計画や浸水被害実績を勘案し、昭和57年8月降雨を計画対象降雨とする。